

## 追分国際学生宿舎の概要・必要経費等

### 1. 追分国際学生宿舎について

「東京大学追分国際学生宿舎」は、本学の学生に対して、居住施設と勉学環境の場を提供するとともに、外国人研究者・留学生の増加を踏まえ、国際化を積極的に推進する手段として、さらに自然な形での国際感覚の研磨と異文化の理解の観点から、日本人学生・留学生・外国人研究者とが日常に交流できる知の拠点となることを目的として、平成22年に文京区向丘に設置された学生宿舎です。

この学生宿舎は、洋式の個室及び共用の生活スペースから成り立っています。また、学生居住部分は、日本人学部学生・大学院学生と外国人留学生との混住型となっており、共同生活による相互交流のみでなく、国際交流の推進も図られることが期待されています。宿舎での共同生活上の運営は、基本的に入居者の自治によって成り立っており、**この自治組織には全員加入することが義務づけられています。**

なお、追分国際学生宿舎は、大学宿舎再編に伴い、令和3（2021）年度秋季入居をもって募集を停止します。

### 2. 入居対象者

学部後期課程及び大学院正規課程に在籍する者（教養学部の後期課程を除く）

### 3. 入居期間

入居期間は、学部学生は修業年限以内、大学院学生は標準修業年限以内です。

※1 休学中の者、修業年限または標準修業年限を超過した者は居住できません。

※2 長期履修学生は計画的履修期間内であれば入居することができますが、居住できる期間は標準修業年限以内となります。

※3 入居期間中に、学籍異動（休学・留学・転学部・転学科・転研究科・転専攻など）を予定している場合は、事前に奨学厚生課厚生チームに申し出てください。

### 4. 宿舎の概要等

・住所：〒113-0023 東京都文京区向丘 1-12-8

・定員：150名（日本人105名、留学生45名）

・本郷までの通学方法及び時間：徒歩11分

・主要設備等

①居室（約14㎡）

机、椅子、本棚、ベッド（幅約96cm・長さ約195cm）、靴箱、クローゼット、トイレ、ユニットバス、流し台、エアコン、IHクッキングヒーター、カーテン

②ラウンジ

キッチン：流し台、調理台、冷凍冷蔵庫、IHクッキングヒーター、電子レンジ、食器棚

リビング：テーブル、イス、ソファ、エアコン、テレビ

ランドリー：洗濯機、乾燥機

③その他

各コミュニティールーム、宅配受領用ロッカー、飲料自動販売機

[同じ敷地内に、外国人研究者が居住する建物(追分インターナショナル・ロッジ)があります]

## 5. 必要経費等

### (1) 保証金 50,000 円 (入居時)

保証金 50,000 円は、入居手続までに支払っていただきます。

保証金は退去時に精算され、残金がある場合のみ返金されます。詳細は「6. 退去時の精算について」を参照してください。

### (2) 宿舎運営費 36,300 円 (月額)

宿舎運営費 36,300 円は入居者の銀行口座から毎月引き落とされます (民間施設における「月々の家賃」に該当します)。

支払いに使用する銀行口座は、三井住友銀行かゆうちょ銀行の、入居者本人名義の口座に限ります。

なお、提出された申請書類により、特に生活困窮度が高いと認められた者は、大学が月額 16,300 円の経済支援を行い、宿舎運営費を月額 20,000 円とします。個別の運営費は、選考の結果とともに通知します。

**※宿舎運営費および経済支援の金額は規則等の改正により改定される場合があります。**

宿舎運営費は月の途中において入居または退去する場合でも、1ヶ月分を全額徴収します。

### (3) 居室内光熱水費

宿舎運営費には居室内光熱水費等は含まれていません。居室内の光熱水 (電気・ガス・水道) は居室毎に個別契約・個別支払になります。

### (4) 宿舎自治会費 10,000 円 (年額)

入居期間分を一括前納してください。月額は自治会規約の改正により改訂される場合があります。

### (5) 火災保険への加入

宿舎生活での万一の場合に備えて火災保険に加入してください。入居者用の火災保険であれば、大学生協のものでなくても結構です

### (6) 退去時清掃費等

退去後に、業者による居室清掃を行います。この居室清掃費は保証金から支出します。

入居者には原状回復義務がありますので、退去まで居室をきれいに使うように心掛けてください。

### (7) 損害賠償

入居者が、故意または過失により、宿舎の施設・設備または備品等を滅失、損傷または汚損した場合は、その原状回復に必要な経費を弁償しなければなりません。入居中であれば、その都度の請求となり、退去時であれば保証金から支出します。弁償費用が保証金で足りない場合は、不足額を請求します。

## 6. 退去時の精算について

退去後に前述の居室清掃費や修繕費等を支払った後、保証金に残額がある場合は、宿舎運営費振替口座または東京大学から支払いを受けたことがある銀行口座に振り込みます。

上記 (7) により不足額がある場合は、おって請求します。

なお、清掃費等の精算には、退去後 3 ヶ月程度かかります。